

地方消費税率引上げ分が充てられた社会保障施策経費について
(令和6年度決算)

令和 7 年10月 北栄町企画財政課

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税及び地方消費税の税率が平成 26 年 4 月 1 日より 5%から 8%に、令和元年 10 月 1 日より 8%から 10%に引き上げられました。

この増収分については、消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費(社会保障 4 経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 6 年度北栄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 202,548 千円

【歳出】 社会保障施策に要した経費 2, 678, 019 千円

(千円)

施策区分	社会保障施策に要した経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
地方単独事業	1,314,259	157,796		89,932	99,402	967,129
1 総合福祉	19,752	10			1,494	18,248
2 医療	524,944	113,091		34,859	39,703	337,291
3 介護・高齢者福祉	53,285	10,215		10,254	4,030	28,786
4 子ども・子育て	692,305	25,524		42,768	52,361	571,652
5 障がい者福祉	8,405	508		9	636	7,252
6 貧困・格差対策等	15,568	8,448		2,042	1,177	3,901
国庫補助事業	1,249,464	922,344		33,000	94,501	199,619
その他	114,296	10,361	35,200	2,592	8,645	57,498
合 計	2,678,019	1,090,501	35,200	125,524	202,548	1,224,246